

DVに関する医療関係者の対応マニュアルの改訂について

1 マニュアルの目的

医療関係者には、被害者の発見や積極的に通報を行う役割が期待されており、医療現場における被害者の早期発見や配偶者暴力相談支援センター・警察官への通報、被害者への相談窓口などの情報提供に活用してもらうことを目的に作成する。

■第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画

目標2 被害者の発見や相談体制の充実

〔施策の方向〕 i 医療関係者への啓発

医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定と、被害者を発見した際の対応について、医師会等関係機関と連携した啓発に努めます。

2 改訂にあたっての視点

(1) 前回作成後の法改正等の反映（法律の概要）

① 平成25年法律第72号（平成25年6月26日成立、7月3日公布）

○ 適用対象の拡大

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用する。

② 令和元年法律46号（令和元年6月19日成立、6月26日公布）

○ DV対応と児童虐待対応との連携強化

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることを明確化。（配偶者暴力防止法第9条）

(2) 現行マニュアルの見直し

- 現行マニュアルは、第1部（概要編）と第2部（実践・制度編）に重複した記述があるため、整理することを検討。